

令和 7 年 4 月 1 日函館市企業局公告（一般競争入札に付する各工事に
共通する資格および事項について）の規定により，工事ごとの資格およ
び事項を次のとおり定めたので公告する。

令和 7 年 9 月 4 日

函館市公営企業管理者

企業局長 手 塚 祐 一

1 一般競争入札に付する工事の内容

- (1) 工 事 名 金堀地区 1 工区下水暗渠改築工事
- (2) 施工場所 函館市杉並町 2 3 番先，松陰町 1 1 番先および 1 2 番
先
- (3) 工 期 契約の日の翌日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで
- (4) 工事概要 総施工延長 3 3 1 . 9 6 m

【金堀地区】

管きょ更生工

既設管径 9 0 0 m m （複合管） 施工延長 1 2 5 . 0 1 m

既設管径 7 0 0 m m （自立管） 施工延長 1 2 4 . 9 4 m

既設管径 6 0 0 m m （自立管） 施工延長 4 4 . 6 8 m

既設管径 3 0 0 m m （自立管） 施工延長 3 7 . 3 3 m

マンホール工 1 式 仮設工 1 式

- (5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）

1 1 3 , 8 2 0 , 0 0 0 円

- (6) 最低制限価格

函館市企業局建設工事最低制限価格制度実施要領第 6 条第 1 項の
規定による価格

- (7) その他

本工事は，「週休 2 日工事」の対象工事である。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当し，かつ，3 により入札への参加を制限されて

いないこと。

- (1) 函館市競争入札参加有資格者として、土木一式工事の工種に登録されていること。
- (2) 前号に係る土木一式工事の工事予定価格の区分に対応する等級が A 級に格付けされている者であること。
- (3) 市内に本店を有する者であること。
- (4) 当該工事に係る入札参加資格審査申請書の提出の際、公益財団法人日本下水道新技術機構により下水道管渠の更生工法として建設技術審査証明（期間が有効であるもの）を受けた更生工法の協会・団体に属していること。

なお、管更生工法の技能講習等を修了し、管更生施工の際に常駐する技術者（入札参加資格の認定申請の時点で 3 か月以上の直接的雇用関係がある者）については、現場代理人、主任技術者または監理技術者に配置できる者と同一の者でなくてもよい

3 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が 65 点未満のときは、その通知をした日から起算して 6 ヶ月間、当該入札に参加することができない。

- ア 函館市請負工事施行成績評定要領
- イ 函館市小規模請負工事施行成績評定要領
- ウ 函館市企業局請負工事施行成績評定要領
- エ 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

4 入札参加資格の認定申請の期間および必要書類

- (1) 期 間 令和 7 年 9 月 4 日から令和 7 年 9 月 10 日まで
- (2) 必要書類
 - ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
 - イ 配置予定技術者調書
 - ウ イに記載された者に係る法令による資格・免許等の写しおよび 3 か月以上の雇用を確認できる書類等の写し

エ 2 (4) の要件を満たしていることを証明する書類

オ その他公営企業管理者が必要と認める書類

5 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

6 設計図書等の閲覧等の期間

令和7年9月4日から令和7年9月24日まで

7 質問書の提出

(1) 提出期間 令和7年9月4日から令和7年9月16日まで

(2) 提出先 函館市末広町5番14号 函館市企業局上下水道部管路整備室建設担当（電話番号 0138-27-8763）

8 入札執行の日時

令和7年9月25日午前10時

9 入札にかかる問合せ先

函館市企業局管理部経理課（電話番号 0138-27-8722）